

令和5年第2回中間市議会定例会会期日程

(会 期 2月28日～3月23日：24日間)

月 日	曜	本 会 議	委員会	審 査 事 項
2月28日	火	開 議 午前10時		1. 会期の決定 2. 選挙第1号 3. 諮問第1号・諮問第2号 4. 第3号議案～第26号議案 5. 議員提出議案第1号・議員提出議案第2号 「 議案上程・提案理由説明・質疑 」 「 討論・採決 」
3月1日	水	休 会		
3月2日	木	開 議 午前10時		1. 一般質問
3月3日	金	開 議 午前10時		1. 一般質問 2. 第3号議案～第17号議案 3. 議員提出議案第1号・議員提出議案第2号 [質疑・委員会付託]
3月4日	土	休 会		
3月5日	日	休 会		
3月6日	月	休 会	委員会	
3月7日	火	休 会	委員会	
3月8日	水	休 会	委員会	
3月9日	木	休 会		
3月10日	金	開 議 午前10時		1. 第3号議案～第27号議案 2. 議員提出議案第1号・議員提出議案第2号 「 提案理由説明・委員長報告 」 「 質疑・討論・採決・委員会付託 」
3月11日	土	休 会		
3月12日	日	休 会		
3月13日	月	休 会	委員会	
3月14日	火	休 会	委員会	
3月15日	水	休 会	委員会	
3月16日	木	休 会		
3月17日	金	休 会	委員会	
3月18日	土	休 会		
3月19日	日	休 会		
3月20日	月	休 会		
3月21日	火	休 会		
3月22日	水	休 会		

3月23日	木	開 議 午前10時	1. 第18号議案～第27号議案 2. 委員会提出議案第1号・委員会提出議案第2号 3. 意見書案第1号～意見書案第4号 「 議案上程・提案理由説明 」 「 委員長報告・質疑・討論・採決 」
-------	---	--------------	---

諸 般 の 報 告

第2回中間市議会定例会

令和5年2月28日

(報告書の受領)

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を、令和5年2月21日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

記

- | | |
|-----------------------|----------|
| (1) 令和4年度一般会計及び特別会計等 | 令和4年12月分 |
| (2) 令和4年度中間市水道事業会計 | 令和4年12月分 |
| (3) 令和4年度中間市公共下水道事業会計 | 令和4年12月分 |

2. 地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査結果報告書を、令和5年2月20日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

記

教育施設課	令和元年度
	令和2年度
	令和3年度

議事日程 (第1号)

令和5年2月28日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 選挙第1号 中間市外二ヶ町山田川水利組合議会議員の選挙
- 日程第 3 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 4 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
(日程第3・日程第4 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 5 第3号議案 令和4年度中間市一般会計補正予算(第11号)
- 日程第 6 第4号議案 令和4年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算(第3号)
- 日程第 7 第5号議案 令和4年度中間市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 8 第6号議案 令和4年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
(日程第5～日程第8 提案理由説明)
- 日程第 9 第7号議案 中間市情報公開条例の一部を改正する条例
- 日程第10 第8号議案 中間市印鑑登録条例の一部を改正する条例
- 日程第11 第9号議案 中間市児童遊園設置条例の一部を改正する条例
- 日程第12 第10号議案 中間市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 第11号議案 中間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び中間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第14 第12号議案 中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 第13号議案 中間市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
(日程第9～日程第15 提案理由説明)
- 日程第16 第14号議案 中間市個人情報の保護に関する法律施行条例
- 日程第17 第15号議案 中間市情報公開・個人情報保護委員会条例
- 日程第18 第16号議案 中間市死者情報の開示等に関する条例
(日程第16～日程第18 提案理由説明)

- 日程第19 第17号議案 中間市道路線の認定について
(日程第19 提案理由説明)
- 日程第20 第18号議案 令和5年度中間市一般会計予算
- 日程第21 第19号議案 令和5年度中間市特別会計国民健康保険事業予算
- 日程第22 第20号議案 令和5年度中間市住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第23 第21号議案 令和5年度中間市地域下水道事業特別会計予算
- 日程第24 第22号議案 令和5年度中間市公共用地先行取得特別会計予算
- 日程第25 第23号議案 令和5年度中間市介護保険事業特別会計予算
- 日程第26 第24号議案 令和5年度中間市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第27 第25号議案 令和5年度中間市公共下水道事業会計予算
- 日程第28 第26号議案 令和5年度中間市水道事業会計予算
(日程第20～日程第28 提案理由説明)
- 日程第29 議員提出議案 中間市ふるさと応援基金条例
第1号
- 日程第30 議員提出議案 中間市行橋市競艇組合事業収入配分金積立基金条例
第2号
(日程第29・日程第30 提案理由説明)
- 日程第31 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (16名)

1番 小林 信一君	2番 堀田 克也君
3番 田口 善大君	4番 蛙田 忠行君
5番 柴田 芳信君	6番 田口 澄雄君
7番 山本 慎悟君	8番 安田 明美君
9番 掛田るみ子君	10番 中尾 淳子君
11番 阿部伊知雄君	12番 大和 永治君
13番 柴田 広辞君	14番 下川 俊秀君
15番 井上 太一君	16番 中野 勝寛君

欠席議員 (0名)

欠 員 (0名)

説明のため出席した者の職氏名

市長	……………	福田 浩君	総務部長	……………	田代 謙介君
市民部長	……………	米満 孝智君	教育部長	……………	船津喜久男君
建設産業部長	………	村上 智裕君	消防長	……………	林 誠志君
環境上下水道部長	……………				末廣 勝彦君
保健福祉部長	………	篠田 耕一君	福祉事務所長	………	蔵元 洋一君
総務課長	……………	井上 篤君	財政課長	……………	持田 将一君
健康増進課長	………	岩河内弘子君	こども未来課長	…	船元 幸徳君
建設課長	……………				原口 憲一君
人権男女共同参画課長	……………				大庭 省三君

事務局出席職員職氏名

事務局長	佐伯 道雄君	書記	志垣 憲一君
書記	東 隆浩君	書記	久保 有未君

午前 10 時 00 分開会

○議長（中野 勝寛君）

おはようございます。ただいまの出席議員は 16 名で、定足数に達しております。これより、令和 5 年第 2 回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

この際、日程に入ります前に、諸般の報告を行います。報告事項は、お手元に配付しております。朗読は、省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は、省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

また、今定例会においても、新型コロナウイルス感染防止のため議員の議席及び執行部席の間隔を空けておりますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 1. 会期の決定

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から 3 月 23 日までの 24 日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は 24 日間と決しました。

日程第 2. 選挙第 1 号

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第 2、選挙第 1 号、中間市外二ヶ町山田川水利組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選によりたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。議長において指名することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

中間市外二ヶ町山田川水利組合議会議員に花田洋一君、重本善十君、西本敏雄君、山本

清福君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました諸君を中間市外二ヶ町山田川水利組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君が中間市外二ヶ町山田川水利組合議会議員に当選されました。

日程第3. 諮問第1号

日程第4. 諮問第2号

○議長(中野 勝寛君)

次に、日程第3、諮問第1号及び日程第4、諮問第2号の諮問2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長(福田 浩君)

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

現在、本市の人権擁護委員であります有馬周子氏の任期が、本年6月30日で満了となります。

つきましては、法務大臣から福岡法務局長を通じ、後任候補者の推薦依頼がございましたので、これまで基本的人権の擁護という、広範かつ重要な仕事に熱意を持って取り組んでこられました同氏を、引き続き候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

次に、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

現在、本市の人権擁護委員であります山中栄夫氏の任期が、本年6月30日で満了となります。

つきましては、法務大臣から福岡法務局長を通じ、後任候補者の推薦依頼がございましたので、これまで基本的人権の擁護という、広範かつ重要な仕事に熱意を持って取り組んでこられました同氏を、引き続き候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(中野 勝寛君)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問2件は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

討論なしと認めます。これより諮問2件を順次採決いたします。議題のうち、まず、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号については、候補者を適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、諮問第1号は適任と認めることに決定いたしました。
次に、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第2号については、候補者を適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、諮問第2号は適任と認めることに決定いたしました。

日程第5. 第3号議案

日程第6. 第4号議案

日程第7. 第5号議案

日程第8. 第6号議案

○議長(中野 勝寛君)

次に、日程第5、第3号議案から日程第8、第6号議案までの令和4年度各会計補正予算4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長(福田 浩君)

第3号議案、令和4年度中間市一般会計補正予算(第11号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、決算見込みに基づく不用額の減額、国県返還金等を計上するほか、これまで計上しておりました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し

た事業につきましても、各事業の決算見込みに基づき不用額を減額し、新規事業を追加計上するものでございます。

それでは、補正の主な内容について、歳出からご説明いたします。

まず、性質別経費につきましては、人件費におきまして、決算見込みに基づく不用額の減額を行っておりますので、予算に関する説明書として給与費明細書につきましても、あわせて提出しております。

次に、目的別経費につきましては、総務費におきまして、ふるさと納税の減額に伴い、ふるさと納税管理業務委託料を2億970万円減額いたしております。

また、昨年の9月市議会定例会においてご提案いたしました企業版ふるさと納税地方創生基金条例につきまして、議決をいただくことができませんでしたので、当該基金への積立金100万円全額を減額いたしております。

さらに、前年度の国県支出金の金額確定に伴う返還金に2億2,060万円、普通交付税の再算定結果及び決算見込みに基づく財源調整により、財政調整基金への積立金に7億3,900万円を追加計上いたしております。

民生費におきましては、高齢の生活保護世帯が想定以上に減少したこと及び新型コロナウイルス感染症の影響により引き続き病院受診を控える傾向にあったことを主な要因として、生活保護費のうち生活扶助費及び医療扶助費を1億8,200万円減額いたしております。

また、特別会計繰出金につきましては、特別会計国民健康保険事業繰出金1,590万円、後期高齢者医療特別会計繰出金1,420万円、介護保険事業特別会計繰出金530万円をそれぞれ減額いたしております。

衛生費におきましては、新型コロナウイルスワクチンの接種につきまして、接種自体は本年度末で終了するものの、令和5年度にも継続して問合せ対応等の業務や接種委託料の支払等が発生する見込みであることから、既定の予算に計上した額のうち新型コロナウイルスワクチン接種体制整備事業に係る経費に1,220万円、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る経費に880万円の繰越明許費をそれぞれ設定いたしております。

商工費におきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源の一部として活用する事業として、地域経済活性化対策補助金に7,380万円を計上いたしております。

このうち、紙媒体のプレミアム付き商品券については事業費4,970万円で販売冊数2万4,000冊、デジタル商品券については事業費2,410万円で発行数8,000セット、合計で3万2,000冊相当と、令和2年度以来最大の規模での実施を計画しております。また、プレミアム率はいずれも30%としており、事業者や地域経済への支援だけにとどまらず、物価高騰等の影響を受ける市民の皆様への生活支援にもつながるものと考えております。

なお、この事業は、財源の交付金を市で繰り越して使用する必要があること、また、実施期間が令和5年度にわたると見込まれることから、全額を繰越明許費として設定いたしております。

土木費におきましては、事業費の確定等に伴い、社会資本整備総合交付金事業で2,000万円、市営住宅深坂団地改修工事で750万円、中鶴地区建替事業で4,770万円をそれぞれ減額いたしております。

また、黒川歩道橋補修事業3,330万円及び筑前垣生駅舎屋根等再塗装事業470万円につきましては、繰越明許費を設定いたしております。

消防費におきましては、事業費の確定に伴い、中鶴二丁目地内耐震性防火水槽設置工事で110万円、災害対応特殊救急自動車及び高度救命処置用資機材購入費で1,130万円をそれぞれ減額いたしております。

次に、歳入につきましては、地方交付税におきまして、特例的対応として前年度に引き続き普通交付税の再算定が行われたことに伴い、追加で交付決定された1億3,840万円を計上いたしております。

国庫支出金におきましては、対象事業費の確定等に伴い、合計2億8,880万円を減額いたしております。

県支出金におきましても、対象事業費の確定等に伴い、合計5,990万円を減額いたしております。

寄附金におきましては、これまで好調に推移してきたふるさと納税につきまして、大幅な減額となりましたことから、4億円を減額いたしております。

繰越金におきましては、前年度繰越金7億9,160万円を追加計上いたしております。

諸収入におきましては、中間市行橋市競艇組合事業収入1億850万円を追加計上いたしております。

市債につきましては、対象事業費の確定等に伴い、合計3,420万円を減額いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ2億5,552万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ、204億969万7,000円とするものでございます。

次に、第4号議案、令和4年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

歳出の主な内容といたしましては、医療費の増加等に伴い、保険給付費を1億1,060万円、令和3年度に交付を受けておりました、福岡県国民健康保険普通交付金の額の確定等に伴い、過交付分の返還金を2,610万円追加いたしております。

次に、歳入の主な内容といたしましては、医療費の増額等に伴い、県補助金を1億4,060万円追加し、国民健康保険基盤安定負担金の額の確定等に伴い、一般会計繰入金を1,590万円減額いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ1億3,382万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ57億532万6,000円とするものでございます。

次に、第5号議案、令和4年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

まず、保険事業勘定の歳出の主なものといたしましては、総務費におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響による認定調査件数や介護認定審査会の開催回数の減少に伴い、不用となった認定審査会委員報酬、認定調査委託料等を540万円減額いたしております。

また、積立金におきまして、介護給付費準備基金への積立金を8,580万円増額いたしております。

次に、保険事業勘定の歳入の主なものといたしましては、介護保険料におきまして、新型コロナウイルス感染症に係る減免措置により現年度分普通徴収保険料を20万円減額する一方で、この減免措置について、国の財政支援が決定したことから、国庫支出金におきまして、介護保険災害等臨時特例補助金を同額追加いたしております。

また、事業費の決算見込みに基づき、一般会計繰入金を530万円減額し、財源調整のため、前年度繰越金を8,580万円増額いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ8,050万1,000円を追加し、介護サービス事業勘定を加えた予算総額を歳入歳出それぞれ54億2,223万6,000円とするものでございます。

次に、第6号議案、令和4年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出の内容といたしましては、福岡県後期高齢者医療広域連合への納付金を1,300万円減額いたしております。

次に、歳入の主な内容といたしましては、保険基盤安定繰入金を1,300万減額いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ1,301万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,868万5,000円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております令和4年度各会計補正予算4件に対する質疑は、3月3日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 9. 第 7号議案

日程第10. 第 8号議案

日程第11. 第 9号議案

日程第12. 第10号議案

日程第13. 第11号議案

日程第14. 第12号議案

日程第15. 第13号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第9、第7号議案から日程第15、第13号議案までの条例改正7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第7号議案、中間市情報公開条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

個人情報保護に関する制度につきましては、従来、地方公共団体がそれぞれ条例を制定して独自の取り扱いを行っていたところでございますが、このたび、国において大規模な見直しが行われ、令和5年度からは、地方公共団体に対しても、いわゆる個人情報保護法が適用されることとなりました。

これにより、各地方公共団体において、個人情報保護制度に関する条例その他の例規を国の制度に合わせて改める必要が生じており、あわせて、制度が複雑になることによる市民の混乱を避けるため、個人情報保護制度に関連する制度に関する条例その他の例規についても見直す必要が生じております。

今回の条例改正は、個人情報保護制度と関連が深い情報公開制度の事務執行の方法について、個人情報保護法の規定を踏まえ、同様の方法に見直すものでございます。

条例改正の主な内容といたしましては、個人情報保護法の規定と同様に情報公開請求に対する公開の可否決定までの期間を請求の日から30日以内とし、大量の情報について情報公開請求があった場合等における期間の特例を設けるなど、個人情報の開示と同様の期間を設定するものでございます。

また、情報公開請求がなされた実施機関以外の実施機関において公開の可否決定等を行うべき場合の移送につきまして、これまでは運用で対応することとしておりましたが、個人情報保護法に合わせて明文の規定を設けるものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、個人情報保護法の一部改正の施行日に合わせ、令和5年4月1日といたしております。

次に、第8号議案、中間市印鑑登録条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部が改正され、利用者証明用電子証明書がスマートフォン等の移動端末設備にも搭載できるようになることに伴うものでございます。

条例改正の内容といたしましては、いわゆるマルチコピー機を利用して印鑑登録証明書

の交付を受けるに当たって、申請者が登録者本人であることを証明する方法が、個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書の送信に限定されていることから、当該個人番号カードに限定する記述を削除するものでございます。

これにより、印鑑登録者が日本全国のコンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機を利用して印鑑登録証明書を取得するに当たって、個人番号カードのみならずスマートフォン等の移動端末設備により本人であることの証明ができるようになりますことから、本市におけるDX化が一步前進するとともに、市民の利便性の向上にも寄与するものと思料しております。

なお、条例の施行日につきましては、現時点では法の一部改正の施行日が確定していないことから、法の施行に委ねることといたしております。

次に、第9号議案、中間市児童遊園設置条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、中鶴三丁目にあります中鶴2区児童遊園を廃園とするものでございます。

当該児童遊園につきましては、隣接する旧公営住宅に居住する児童の遊び場として利用されてきましたが、現在実施しております中鶴地区建替事業において、旧公営住宅に入居していた方が昨年12月に新築された公営住宅に転居したことにより今後の児童の利用が見込めないことから、廃園とすることといたしました。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日といたしております。

次に、第10号議案、中間市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、子ども医療費の助成対象者の拡大により、子どもの疾病の早期発見、早期治療の促進及び子育て世帯の経済的負担の軽減を図るもので、子どもの健康保持及び福祉の増進に寄与する内容となっております。

条例改正の主な内容といたしましては、入院、通院及び調剤に係る医療費の自己負担額の助成につきまして、その対象者を現行の中学3年生までから、18歳に達する日以後最初の3月31日までのものに拡大するものでございます。

新たな対象者への助成額につきましては、通院については、1医療機関において、ひと月当たりの本人負担額が1,600円を超える部分とし、また、入院及び調剤につきましては、自己負担額の全額としております。

なお、条例の施行日につきましては、令和5年10月1日といたしております。

次に、第11号議案、中間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び中間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、厚生労働省令であります家庭的保育事業等の設備及び運営に関する

基準と放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が一部改正され、令和5年4月1日に施行されますところ、これらの省令は、市町村が条例を定めるに当たって従わなければならない基準とされておりますことから、対応する条例の改正を行うものでございます。

条例改正の主な内容といたしましては、令和3年7月に本市で発生した保育園の送迎バスでの事故の後、昨年9月にも静岡県で同様の事故が発生したことを受け、バス送迎に当たっての安全管理の徹底を図るため、省令において、送迎用自動車を運行する場合の所在の確認等安全管理の徹底に係る規定が新設されましたことから、同様の規定を設けるものでございます。

また、省令において、送迎バス等の付加サービスを含め、子どもの安全確保のための計画の策定並びにその実効性の確保を目的とした研修及び訓練の義務に係る規定が新設されましたことから、これにつきましても、同様の規定を設けるものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、省令の一部改正の施行日に合わせ、令和5年4月1日とし、家庭的保育事業等における送迎用自動車のブザー等の設置及び放課後児童健全育成事業における安全計画の策定等について、省令と同様の経過措置を設けることといたしております。

次に、第12号議案、中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、先ほど第10号議案でもご提案いたしましたとおり、子ども医療費の支給対象者の拡大に合わせて、支給基準の均衡を図るものでございます。

条例改正の主な内容といたしましては、18歳に達する日以後最初の3月31日までの子どもの入院に係る助成額を、これまで、ひと月に7日を限度として、1日につき、500円を超える部分としていたものを、自己負担額の全額とするものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、令和5年10月1日といたしております。

次に、第13号議案、中間市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、子ども医療費の支給対象者の拡大に合わせて、支給基準の均衡を図るものでございます。

条例改正の主な内容といたしましては、18歳に達する日以後最初の3月31日までの重度障がい者医療証を持つ子どもの入院に係る助成額を、自己負担額の全額とするものでございます。

また、住所地の特例の対象となる障がい者施設等に養護老人ホーム等を追加いたしております。

なお、条例の施行日につきましては、原則として令和5年10月1日とし、障がい者施設等の特例に係る規定につきましては令和5年4月1日といたしております。

ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております条例改正7件に対する質疑は、3月3日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第16. 第14号議案

日程第17. 第15号議案

日程第18. 第16号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第16、第14号議案から日程第18、第16号議案までの条例制定3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第14号議案、中間市個人情報の保護に関する法律施行条例について、提案理由を申し上げます。

第7号議案でご説明申し上げましたとおり、国において個人情報保護に関する制度の見直しが行われ、各地方公共団体にいわゆる個人情報保護法が適用されることとなったことにより、個人情報保護に関する条例その他の例規を見直す必要が生じております。

この条例は、この見直しの一つとして、個人情報保護法において条例で定めるべきとされている事項及び定めることが認められている事項のうち必要なものを定めるものでございます。

条例の内容といたしましては、まず、保有個人情報の開示請求を行った場合の費用負担について、知る権利及びプライバシー権の実現の観点から、手数料の額を0円とし、写しの交付により保有個人情報の開示を受ける場合には、応益負担の観点から、開示請求者が写しの交付に要する費用を負担することとし、その額につきましては、規則で定めることとしております。

また、本定例会において第15号議案としてご提案いたします中間市情報公開・個人情報保護委員会条例で設置することとしている中間市情報公開・個人情報保護委員会に対し、所掌する事項として、個人情報の適正な取扱いを確保するために専門的な知見に基づく意見を聴くことについての根拠規定を設けるものでございます。

さらに、附則におきまして、地方公共団体に個人情報保護法が適用されることとなったためにその役割を終えた中間市個人情報保護条例を廃止するとともに、廃止前の同条例により罰則の対象とされていた行為のうち法改正前の行為などについて、個人情報保護法に規定する罰則の対象とはならないことから、個人情報の重要性に照らし、罰則の対象とする経過措置を設けるものでございます。

なお、この罰則に係る経過措置につきましては、検察協議を経たものとなっております。
また、条例の施行日につきましては、個人情報保護法の一部改正の施行日に合わせ、令和5年4月1日といたしております。

次に、第15号議案、中間市情報公開・個人情報保護委員会条例について、提案理由を申し上げます。

先ほどからご説明申し上げますとおり、国において個人情報保護に関する制度の見直しが行われ、令和5年4月1日からは、地方公共団体に対してもいわゆる個人情報保護法が適用され、同制度の執行に当たっては、国の定めるところによることとされました。

まず、国においては、個人情報の取扱いに関する規律として、個別案件における個人情報の取扱いについて、典型的に審議会等への諮問を要件とすることを条例等で定めることは許容しない旨を示しており、これにより、当該事務を所掌する中間市個人情報保護制度運営審議会について見直す必要が生じております。

他方で、個人情報保護法においては、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めることにより、合議制の機関に諮問することが認められており、本市では、第14号議案でご提案いたしました中間市個人情報の保護に関する法律施行条例において、係る規定を設けることとしておりますことから、当該事務を所掌する合議制の機関を設ける必要が生じております。

また、情報公開及び個人情報保護に関連する審査請求に係る諮問を所掌する中間市情報公開・個人情報保護審査会につきましては、個人情報保護及び関連する情報公開に係る法令等の見直しに伴い、所掌事務の根拠等について見直しを行う必要が生じております。

以上、ご説明申し上げましたとおり、個人情報保護及び情報公開に関連して設置する機関につきましては、取り巻く事情が大きく変わっておりますことから、この条例は、これらの事情を勘案し、関連する機関を統合再編して設置する中間市情報公開・個人情報保護委員会について、必要な事項を定めるものでございます。

条例の主な内容といたしましては、中間市情報公開・個人情報保護委員会を設置し、同委員会の組織、所掌事務、調査、審議の権限、手続等の規定を設けるものでございます。

なお、所掌事務につきましては、情報公開に関する審査請求及び情報公開制度に関する重要事項並びに個人情報の保護に関する審査請求及び個人情報の適正な取扱いの確保に係る諮問といたしております。

また、議会につきましては、個人情報保護法の適用が除外されておりますが、所掌事務の重要性に照らし、議会からの諮問についても応じることができるといたしております。

さらに、機関の統合再編に伴い、附則におきまして、中間市情報公開条例及び中間市特別職職員の給与等に関する条例について、それぞれの機関に関する規定の削除、追加等を行うものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、個人情報保護法の一部改正の施行日に合わせ、令和5年4月1日といたしております。

次に、第16号議案、中間市死者情報の開示等に関する条例について、提案理由を申し上げます。

先ほどからご説明申し上げますとおり、国において個人情報保護に関する制度の見直しが行われ、令和5年4月1日からは、地方公共団体に対してもいわゆる個人情報保護法が適用されることとなりました。

同法は、個人情報の取扱いに関連する個人の権利権益を保護することを目的とするため、個人情報の範囲に死者に関する情報は含まれず、当該情報が、同時に、遺族等の生存する個人を識別することができるものである場合を除き、同法による保護の対象とはならないこととされました。

本市においては、死者に関する情報について、生存する個人に関する情報と同様に取り扱うものとして、相続人等の死者本人と同視しうる者からの当該死者の個人情報開示請求に応じておりましたが、今後は、かかる対応は許容されないこととなります。

他方で、死者に関する情報の開示等について、個人情報保護法の趣旨に反しない範囲で、独自の制度を各地方公共団体が制定することは許容される旨が国から示されております。

この条例は、これらを踏まえ、本市が保有する死者の個人に関する情報について、開示等の制度を設けるものでございます。

条例の主な内容といたしましては、まず、この条例の適用を受ける死者情報について、中間市情報公開条例に規定する個人に関する情報であって当該個人が生存していないものといたしております。

また、死者情報の開示依頼者の範囲及び開示依頼者ごとに開示可能な死者情報、開示依頼の手続等並びに実施機関及び開示を受けた者の責務を定めるものでございます。

さらに、開示依頼に準ずるものとして死者情報を保有する機関以外の実施機関、国等からの求めがあった場合の死者情報の提供についても定めるものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、令和5年4月1日といたしております。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております条例制定3件に対する質疑は、3月3日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第19. 第17号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第19、第17号議案、中間市道路線の認定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第17号議案、中間市道路線の認定について、提案理由を申し上げます。

今回、認定をいたします路線は、中間・水巻・芦屋3号線の1路線でございます。

この路線につきましては、福岡県が都市計画道路である塘ノ内・砂山線において現在整備を行っており、今後県が実施する当該都市計画道路の側道の整備に合わせて、市においても側道に接続する道路の整備を行う予定としていることから、当該道路を市道として認定するものでございます。

道路の概要といたしましては、平均幅員16.00メートル、実延長54.40メートルでございます。

以上のとおり、当該路線を市道として認定するに当たり、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております第17号議案に対する質疑は、3月3日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第20. 第18号議案

日程第21. 第19号議案

日程第22. 第20号議案

日程第23. 第21号議案

日程第24. 第22号議案

日程第25. 第23号議案

日程第26. 第24号議案

日程第27. 第25号議案

日程第28. 第26号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第20、第18号議案から日程第28、第26号議案までの令和5年度各会計予算9件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第18号議案から第26号議案までにつきましては、関連がございますので、一括して提案理由を申し上げます。

まず、第18号議案となります令和5年度中間市一般会計予算について、市政運営の所信の一端を申し述べますとともに、その概要についてご説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応も3年以上が経過し、いまだ予断を許さない状況が

続いてはいるものの、社会経済活動は正常化に向けた大きな転換点を迎えております。

その一方で、世界情勢の変化に伴うエネルギー価格や物価の高騰といった新たな課題にも直面し、経済や家計に及ぼす影響はますます大きなものとなっております。

本市におきましても、国や県と足並みをそろえながら、ワクチン接種や各種給付金の給付といった新型コロナウイルス感染症や物価高騰に関連した施策を着実に実施してまいりました。

また、財源に限られる状況ではございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめとする様々な支援策を最大限に活用することで、市民の皆様へ安全で安心な生活を営んでいただくための支援に取り組んでおります。

さて、令和5年度の予算編成におきましては、引き続き新型コロナウイルス感染症対策に取り組むとともに、物価高騰への対応として、地域経済の下支えと市民の皆様の経済的負担の軽減に向けた施策を展開してまいります。

また、選択と集中により収支のバランスを図り、「将来世代に過度な負担を残さない」持続可能な市政運営を目指した予算編成を行っております。

それでは、歳出の主なものをご説明いたします。

まず、性質別経費から申し上げます。

義務的経費におきましては、扶助費につきまして、児童手当給付費及び児童扶養手当給付費、生活保護費等の減額に伴い、令和4年度と比較して、1億4,690万円減額の5億8,850万円となっております。

人件費につきましては、令和4年度と比較して、1.2%増の3億5,640万円となり、一般会計全体に占める割合は17.5%となっております。

公債費につきましては、地方債残高の減少に伴い、令和4年度と比較して、1.6%減の、1億9,910万円となっております。

投資的経費におきましては、普通建設事業費につきまして、中鶴地区建替事業における公営住宅新築工事の完了を主な要因として、令和4年度と比較して、4億9,080万円減額の6億7,040万円となっております。

その他の経費におきましては、繰出金につきまして、後ほど第21号議案でご提案いたしますとおり、地域下水道事業特別会計繰出金が下水処理場2施設の除却に伴い増額となることを主な要因として、令和4年度と比較して5,650万円の増額となっております。

物件費につきましては、ふるさと納税の管理業務等の経費が寄附見込額の減額に伴い2億6,300万円の減額となることを主な要因として、令和4年度と比較して、1億7,490万円の減額となっております。

次に、目的別の主な事業についてご説明いたします。

総務費におきましては、開館から25年以上が経過した、中間市市民会館「なかまハーモニーホール」につきまして、老朽化した屋上及び壁面の防水改修工事に6,810万円

を計上いたしております。

民生費におきましては、これまで県の基準に則し、中学校卒業までの子どもを対象としてきた医療費の助成を、本市独自の施策として高校卒業相当の年齢まで拡大いたします。

また、食材料費等が高騰する中、保護者の経済的負担の軽減を図りながら、これまでどおりの栄養バランスや量を保った給食を実施するため、令和4年度に引き続き保育所等に対する給食材料費の一部補助に640万円を計上し、子育て環境の充実強化に努めてまいります。

衛生費におきましては、さきの1月市議会臨時会で令和4年度分の予算について議決をいただきました、妊娠時から出産及び子育てまで切れ目のない伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施する事業について、令和5年度分の経費として3,530万円を計上いたしております。

農林水産業費におきましては、農村環境整備工事として、中底井野地区の揚水ポンプ改修事業に1,470万円を計上し、農業生産力の維持向上を図ってまいります。

土木費におきましては、通谷地区の歩道橋撤去及び歩道整備の実施設計の業務に1,710万円、都市計画の基本方針である都市計画マスタープランの策定に600万円をそれぞれ計上いたしております。

なお、都市計画マスタープラン策定業務につきましては、令和6年度から令和7年度までの債務負担行為として限度額1,430万円をあわせて設定いたしております。また、市営住宅深坂団地の最終となる3棟目の長寿命化改修工事に3,310万円を計上し、住環境の整備充実を図ってまいります。

消防費におきましては、今後ますます増加が見込まれる救急需要への対応に万全を期するため救急救命士を養成するなど、計画的な人材育成に努め、救急及び消防体制の充実強化を図ってまいります。

教育費におきましては、物価高騰の影響により子育て世帯の経済的負担が特に大きくなっている状況に鑑み、市内の小中学校で提供されている学校給食の保護者負担額を緊急的に補助するため、1億5,180万円を計上いたしております。

また、令和4年度にいただいた寄附をもとに設置した基金を活用する給付型のなかま夢応援奨学金に300万円を計上いたしております。

さらに、平成6年に開館した生涯学習センターの空調設備の更新や照明のLED化等を行い、中央公民館等の機能を複合するための改修事業に1億3,980万円を計上いたしております。

次に、歳入の主なものについて、ご説明いたします。

まず、歳入の柱である市税につきましては、個人市民税をはじめ多くの税目で増収が見込まれることから、市税総額で令和4年度から6,850万円の増額となっております。

歳入のもう一つの柱である地方交付税につきまして、普通交付税におきましては、国の

地方財政計画において、令和4年度と比較して1.7%増となっているものの、病院事業に係る基準財政需要額の減少等により、令和4年度の当初交付決定額から0.5%減、額にして2,440万円減額の45億6,760万円を計上いたしております。

なお、普通交付税の補完財源であります臨時財政対策債につきましては、地方財政計画において令和4年度と比較して43.9%減となっていることを踏まえ、令和4年度当初予算から1億730万円減額の7,420万円を計上いたしております。

また、特別交付税につきましては、地方財政計画の伸び率と近年の交付決定額を踏まえ、令和4年度から9,520万円の増額の7億7,810万円を計上いたしております。

地方消費税交付金につきましては、地方財政計画の伸び率と令和4年度の決算見込み額を勘案いたしまして、令和4年度から6,200万円増額の9億3,330万円を計上いたしております。

寄附金につきましては、個人版ふるさと納税におきまして、令和4年度決算見込み額に基づき、令和4年度から4億円減額の6億円を計上いたしております。

多くの皆様に本市を応援していただけるよう、市の魅力の発信に努め、創意工夫による自主財源の確保を図ってまいります。

以上により、令和5年度一般会計予算は、令和4年度と比較して8億4,277万7,000円の減額、率にして4.5%減の歳入歳出それぞれ180億569万円を計上いたしております。

また、予算に関する説明書として、給与費明細書をはじめとする各種調書におきましてもあわせて提出しております。

次に、第19号議案、令和5年度中間市特別会計国民健康保険事業予算について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出の主なものといたしましては、保険給付費として35億4,220万円、国民健康保険事業費納付金として11億3,010万円、保健事業費として3,750万円、これらに伴う事務費を総務費として1億1,050万円を計上いたしております。

次に、歳入の主なものといたしましては、国民健康保険税として7億3,670万円を計上いたしております。

この内訳といたしましては、現年課税分として、医療給付費分が5億220万円、後期高齢者支援金分が1億6,750万円、介護納付金分が4,040万円でございます。

また、県支出金として35億7,450万円、繰入金として5億1,410万円、諸収入として680万円を計上いたしております。

以上により、予算の総額を歳入歳出それぞれ48億3,288万3,000円とするものでございます。

国は、新型コロナウイルス感染症への対応について、ウィズコロナの取り組みをさらに進めることとしており、本市の医療費の動向及び国民健康保険税収に大きな影響を与える

可能性がございます。

この状況の中で、国民健康保険財政の健全化を図るため、国県の動向を注視し、引き続き保健事業への取り組みをさらに強化することにより、被保険者の健康増進による医療費の適正化に努めるとともに、国民健康保険税等の歳入の確保に最大限努力してまいり所存でございます。

次に、第20号議案、令和5年度中間市住宅新築資金等特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出につきましては、住宅新築資金等貸付金の回収に要する経費として、弁護士相談委託料30万円、補償補填及び賠償金100万円などを計上いたしております。

次に、歳入につきましては、住宅新築資金等償還推進助成事業費補助金として50万円、貸付金の元利収入として70万円を計上いたしております。

以上により、予算の総額を歳入歳出それぞれ132万6,000円とするものでございます。今後とも、貸付金の回収に最大限努力する所存でございます。

次に、第21号議案、令和5年度中間市地域下水道事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出の主なものといたしましては、曙下水処理場及び中鶴下水処理場の撤去工事費を2億1,000万円計上しております。

次に、歳入の主なものといたしましては、一般会計繰入金を5,680万円、両下水処理場の撤去工事費の財源として、国庫補助金を1億円、地域下水道施設改良等基金繰入金を5,290万円計上しております。

以上により、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,022万4,000円とするもので、前年度より2億971万4,000円増額となっております。

次に、第22号議案、令和5年度中間市公共用地先行取得特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出といたしましては、公有財産購入費を10万円計上いたしております。

次に、歳入といたしましては、市債として10万円を計上いたしております。

以上により、予算の総額を歳入歳出それぞれ10万円とするものでございます。

次に、第23号議案、令和5年度中間市介護保険事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

まず、保険事業勘定の歳出の主なものといたしましては、介護サービス利用に伴う保険給付費を46億8,800万円、高齢者の地域での生活を総合的に支援する地域支援事業費を4億8,320万円、総務費を1億140万円計上いたしております。

また、歳入の主なものといたしましては、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料を10億1,670万円、保険給付費等の歳出に対する国庫支出金を13億3,660万円、支払基金交付金を13億4,840万円、県支出金を7億2,640万円、一般会計繰入

金を8億3,800万円計上いたしております。

以上により、保険事業勘定におきましては、歳入歳出それぞれ52億9,384万6,000円を計上いたしております。

次に、介護サービス事業勘定の歳出の主なものといたしましては、会計年度任用職員人件費及び介護予防支援計画原案作成委託料支払費等の居宅介護支援事業費として3,130万円を計上いたしております。

また、歳入の主なものといたしましては、予防給付費収入として3,130万円を計上いたしております。

以上により、介護サービス事業勘定におきましては、歳入歳出それぞれ3,132万8,000円を計上し、保険事業勘定を加えた予算の総額を、歳入歳出それぞれ53億2,517万4,000円とするものでございます。

今後も高齢者を取り巻く状況の変化を踏まえまして、超高齢社会に対応するべく、適正な介護給付と介護予防事業の拡充を図り、本市の介護保険制度のさらなる充実と保健福祉関連施策の安定的な運営に努力してまいり所存でございます。

次に、第24号議案、令和5年度中間市後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出の主なものといたしましては、福岡県後期高齢者医療広域連合への納付金として8億8,090万円を計上いたしております。

次に、歳入の主なものといたしましては、後期高齢者医療保険料として6億4,960万円、一般会計繰入金として2億4,180万円を計上いたしております。

以上により、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,857万1,000円とするものでございます。

今後も福岡県後期高齢者医療広域連合とのきめ細やかな連携により、安心、信頼の医療の確保及び被保険者の予防医療の推進並びに保険料の収納率向上を図り、より一層の効率的運営に努力してまいります。

次に、第25号議案、令和5年度中間市公共下水道事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

令和5年度の水洗化戸数は、1万6,674戸を予定し、年間の総処理水量は312万立方メートルと見込んでおります。

まず、収益的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

公共下水道事業収益の主なものといたしましては、下水道使用料4億9,830万円、他会計補助金5億1,435万円、長期前受金戻入3億8,944万円を計上しており、総額14億6,814万7,000円といたしております。

公共下水道事業費用の主なものといたしましては、流域下水道維持管理負担金4億993万円、減価償却費7億7,334万円、支払利息及び企業債取扱諸費1億4,393万

円を計上しており、総額14億4,084万8,000円といたしております。

その結果、令和5年度は消費税を含めまして、729万円の利益を見込んでおります。次に、資本的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

資本的収入の主なものといたしましては、建設改良の財源として、建設改良企業債3億5,640万円、国庫補助金1億8,410万円、一般会計からの繰入金として他会計出資金1億223万円を計上しており、総額7億2,904万9,000円といたしております。

資本的支出の主なものといたしましては、建設改良費5億8,705万円、企業債償還金5億2,021万円を計上しており、総額11億926万4,000円といたしております。

また、令和5年度の下水道工事につきましては、岩瀬西町地区など市内16か所で実施する予定といたしております。

なお、資本的収支の不足額3億8,021万円につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で全額補填する予定でございます。

次に、第26号議案、令和5年度中間市水道事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

令和5年度の給水戸数は、中間市と遠賀町を合わせまして2万8,161戸を予定し、年間の総配水量を602万立方メートル、1日当たりの平均配水量を1万6,496立方メートルといたしまして、年間有収水量を535万立方メートルと見込んでおります。

まず、収益的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

水道事業収益につきましては、10億9,234万円を計上いたしております。その主な収益といたしましては、給水収益の9億281万円でございます。

また、水道事業費用につきましては、10億8,876万円を計上いたしております。その主な費用といたしましては、原水及び浄水費として2億8,629万円、また、減価償却費として3億4,973万円を計上いたしております。

その結果、令和5年度は、消費税を含めまして、357万円の利益を見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

資本的収入につきましては、6億7,858万円を計上いたしております。その主な収入といたしましては、企業債の6億7,000万円でございます。

また、資本的支出につきましては、建設改良費、企業債償還元金等で12億3,950万円を計上いたしております。その主な内容といたしましては、令和4年度と同様に配水管の老朽化に伴う配水管布設替工事を行うとともに、唐戸浄水場浄水池整備工事を行うものでございます。

まず、配水管布設替工事につきましては、中間地区におきまして、市道太賀1号線配水管布設替工事など13件、また、遠賀地区における県道岡垣・遠賀線配水管布設替工事な

ど7件、総件数20件を予定いたしております。

次に、唐戸浄水場浄水池整備工事につきましては、3年計画で、老朽化した設備の更新を10億2,344万円をもって実施することといたしております。

その計画のうち、初年度に当たる、令和5年度の内容といたしましては、現在、浄水池は3基で運用しており、最も古いものは昭和初期に建造されたものもございますことから、今後も事故なく、安定した給水を行うため、浄水池の更新を4億2,163万円をもって実施するものでございます。

以上により、令和5年度の建設改良事業につきましては、総事業費9億7,425万円をもって実施することといたしております。

なお、資本的収支の不足額5億6,092万円につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で全額補填する予定でございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております令和5年度各会計予算9件に対する質疑は、3月10日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第29．議員提出議案第1号

日程第30．議員提出議案第2号

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第29、議員提出議案第1号及び日程第30、議員提出議案第2号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。蛙田忠行君。

○議員（4番 蛙田 忠行君）

日本維新の会の蛙田です。

約1時間にわたりまして、24議案の難解な行政用語や財政用語、数字等をちりばめた提案説明がありましたので、かなり皆さん方もお疲れでしょうから、できる限り手短かに提案理由を申し上げます。

提案理由を申し上げるに当たって、今回の議員提案に至った経緯について、若干ご説明をさせていただきたいと思っております。

令和4年の9月定例会で、財政運営基本条例を制定をさせていただきました。その際に、私のほうから基金条例について、12月議会でできれば提案をしたいということで、提案理由の説明の際にも委員会の審議の際にもお話をさせていただいておりました。ただ若干、12月議会において、いろんな関係がありまして提案をするに至りませんでした。本3月定例会で、来年度予算があがってきておりますし、その中で、しっかりこの基金条例というのを皆さん方に提案をさせていただいて、令和5年4月以降の財政運営について、しっ

かり執行部のほうに努めていただきたいという考えで提案をするにいたりました。

この提案については、先ほど申し上げましたように、財政運営基本条例の制定に当たり、財政運営の透明性を確保するために、これまでに一般会計で処理をされておられた収入について、しっかり基金という形で担保することによって、明確にお金の入りと出をですね、予算の執行に当たって明確にさせていただきたいと、ということで今回の提案をするに至りました。まず、そのことをしっかりご説明とお話をさせていただいて、ただいまより提案理由の説明を申し上げます。

議員提出議案第1号、中間市ふるさと応援基金条例案についての提案理由の説明をさせていただきます。

お手元に資料があろうと思いますので、資料の朗読をさせていただいて提案理由とさせていただきます。

本条例案は、本市内外の皆様から中間市を応援したいという、奉仕的精神と熱い思いから本市に対して寄贈された寄附金を、寄附者の思いにお応えし最大限の有効活用を図ることにより、本市の活気にあふれたまちづくりを推進するため、本条例案を制定し、中間市ふるさと応援基金を設置するものであります。

以上が、議員提出議案第1号の中間市ふるさと応援基金条例案の提案理由の説明であります。

引き続き、議員提出議案第2号、中間市行橋市競艇組合事業収入配分金積立基金条例案の提案理由の説明を申し上げます。

中間市は、毎年度の行財政運営を行うに当たり、中間市行橋市競艇組合事業の収益金を市の一般会計へ繰り入れて、これを活用してまいりました。平成29年度より令和4年度までの一般会計繰入総額は、約2億9,000万円となっています。

しかし、どのような事業にこの収益金が使われてきたのかが非常にわかりづらい仕組みとなっております。

中間市行橋市競艇組合では、配分された収益金の使途目的を明確に定めており、その使途目的、すなわち教育、福祉、医療等への予算活用指針に従い、収益金の目的に従った使途を明確にするために、中間市行橋市競艇組合事業収入配分金積立基金を創設し、財政の効率的運用に資するため、本条例を制定し、市財政の健全化を図ることを目的としたものであります。

こうすることで、本条例の制定により、中間市行橋市競艇組合事業が、市の行財政運営に果たす役割がより明確に、かつ、わかりやすくなり、ボートレース事業をより身近なものとして感じていただけると考えた次第であります。

以上、議員提出議案第1号、第2号の提案理由を申し上げます。

どうか皆様方、本条例2件について、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げまして、私の提案理由の説明といたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております議員提出議案2件に対する質疑は、3月3日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第31. 会議録署名議員の指名

○議長（中野 勝寛君）

これより日程第31、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、柴田芳信君及び中尾淳子さんを指名いたします。

○議長（中野 勝寛君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、本日はこれに散会いたします。

午前11時14分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 中 野 勝 寛

議 員 柴 田 芳 信

議 員 中 尾 淳 子